

【第2号議案】

平成29年度(第8期)倉橋部町グリーンファーム活動基本方針ならびに予算について (案)

《活動基本方針》

平成19年2月に『倉橋部の農地は倉橋部で守る!』を合言葉に集落一農場方式による倉橋部町グリーンファームを設立、その後平成22年11月には法人化(農事組合法人)を経て、本年で10年目の節目を迎えるに至りました。

昨年度は新格納庫の建設を初めとして大型コンバイン(5条)、乗用管理機、乾燥調製設備の導入等、今後を見据えた多額の投資(最終投資額:44,815,300円)を行いました。今後は導入した農機具等の長期間使用と安全運用を前提に、投資した機器(道具)をもとにして、組合員全員で知恵とアイデアを出し合い、果実(利益)を模索する事が必要であります。また、今年度は国の補助事業(平成27年度 担い手確保・経営強化支援事業(平成27年度補正予算))の検証年度であり、その検証においては万全を期したく考えます。

そうした中、昨年度決算でも明らかになりました通り、今後とも当組合が安定して生き残る為には、米を中心とした更なる売上の増加(組合員外に対する高値販売等)と経費の抑制(農機具等固定資産投資の極力抑制等)が、唯一の道(方法)であると確信します。

昨年度当組合における飯用米斡旋額は618万円(2016.11.11現在)と、組合収入源の大きな柱でもあり、昨年度の販売実績(884袋)は一昨年(637袋)と比べて、247袋と約38%と大幅な伸びとなり、組合収益拡大に寄与いたしました。

また、昨年度より実施しました米保冷庫による保管・追加販売につきましては、当初みずかがみ28袋、コシヒカリ17袋、キヌヒカリ15袋(計)60袋確保致しましたが、みずかがみ14袋(2017.01末現在)を残すのみと完売も目前で、今後とも米価の低迷が見込まれる中組合員外に対する安定した高値販売の重要性が増しており、今年度は120袋(昨年度の2倍)程度、保管・追加販売米を確保致したく考えおります。

[倉橋部町の農地は倉橋部町で守る!] [次世代の為に新しい農業を構築しよう!]

つきましては、今年度売上高・組合収益拡大の一手段として、飯用米販売数を **1,000 袋** の大台に乗せるべく **【飯用米販売数の1千袋達成運動!】** 実施致したく考えますので、組合員ひとり一人その必要性を認識頂き、各段のご協力をお願い致します。

また、過般現馬渕学区内4法人((農)東川町営農組合、(農)千僧供椿ファーム、(農)新在家、(農)倉橋部町グリーンファーム)の代表理事出席のもと、「馬渕学区農業法人連絡協議会」が発足しました。

協議会の主な狙いは、次の3点であります。

①農業経営に係る情報交換全般

②国等の補助事業に対する共同研究・検討

③農業資材(肥料・農薬等)共同購入の検討・実施 → H29より実施
当法人の最大の狙いは、現行個々法人での補助事業の採択がかなり困難と思われる中、今後(NEXT 農機具等の更新)を見据え「国等の補助事業に対する共同研究・検討」で、今後同郷で各法人とも連携を取りつつ、進めたく考えます。

最後に、我々農業者を取り巻く農業情勢等については、現行国の転作による米の需給調整の大転換である「30年問題」を初めとして、ポストTPPさらに低米価等の動向等、また内的には後継者問題等もあり、まさに「四面楚歌^{しめんそか}」に近い状況下の様に推察いたしますが、我々組合員一同心一つにして立ち向かえば自ずと進む道が開けると確信いたします。

《スローガン》

◎倉橋部町グリーンファームは、農業の協働化を通して効率的な農業経営の実現と、組合員共働の利益の増進を図る。

◎倉橋部町グリーンファームは、協業集落型経営体(集落一農場)のもと、過去より引き継がれたこの倉橋部町の美田を守り、今後新しい世代への引き継ぎを図る。

《活動方針》

総務部

- 部門別(水稻、小麦、大豆)損益の把握できる資料の作成を行う。
- 組合飯用米代金の増益を目的として、近隣団地等への大幅な販売拡大に取り組む。
- 米の販売における総合管理を行う。
- 馬淵学区農業法人連絡協議会の事務局を担当する。
- 労務費の作業別・班別分析を行う。
- 組合の規定集の整備を行う。

営農部

- 組合員全員による相互理解のもと、自主性や協力性を高め、新たな農政の展開と併せ、集落ぐるみ(学区内法人)で農地を守る取り組みと農地の総合的な利用を図り、生産調整の達成や環境こだわり米の栽培、小麦あと大豆の高度利用等へ積極的に取り組む。
- これまでの実績や反省をふまえつつ、作業に応じた協業化と専門性を生かし、環境保全活動に留意した濁水の流出防止や減農薬、有機肥料の施肥など農作業の効率化と生産性の向上を図り、より良い品質確保と収穫量のアップにより売れる米づくりをめざす。
- 自前の乾燥調整施設、倉庫等の施設の有効活用をめざす。

平成29年度 倉橋部町グリーンファーム・主な営農作業(案)

(敬称略、順不同)

月	作業内容	作業時期	作業担当者	摘要
1	大豆後廻りスキ、平面耕起	1月		1月中
3	肥料、農薬等の配送受	3月上旬	営農部	数量立会い
	小麦の穂肥の施肥	3月上旬		
	中割作業	3月上旬		ディスクロータリーによる
	畔塗り	3月下旬		中割作業後
4	平面整地作業	4月上旬		2WAYロータリーによる
	発芽苗引取り	4月下旬	別途育苗農家	
	土手等の除草	4月下旬	各班割り当て田	
	水入れ	4月下旬	各班 水利担当	暗渠キャップ、尻水戸止水板
	代掻き	4月下旬～ 5月中旬	別途アンケート方式による 作業割当	田植え予定
代掻き	日本晴、秋の詩、みずかがみ (4/27～)			
5	苗引き取り、田植			コシヒカリ、キヌヒカリ (5/12～)
	畦畔シート入れ	田植後	各班割り当て田	必要に応じて実施
	小麦赤カビ防除	5月上旬	無人へりによる散布	病害虫防除協議会に依頼
	小麦実肥の施肥	5月上旬	別途割り当て	
	ほ場内除草剤の散布	田植後	別途割り当て	
	土手等の除草	5月下旬	各班割り当て田	小麦田も含む
	小麦収穫作業	6月中旬	別途アンケート方式による 作業割当	
6	麦わら焼却	小麦刈取後	別途割り当て	
	除草剤散布・弾丸暗渠作業	小麦刈取後	別途割り当て	大豆作付予定圃場
	大豆播種作業	小麦刈取後 適期	別途アンケート方式による 作業割当	整地～播種～中耕～防除 (中耕、防除は数回)
	水稻中干し作業	6月中旬～ 下旬	各班割り当て田	溝切り機による作業
	土手等の除草	6月下旬	各班割り当て田	
	穂肥の施肥	6月～7月 適期	別途割り当て	みずかがみ、コシヒカリ、 秋の詩
7	大豆中耕作業	7月中旬～	別途割り当て	
	土手等の除草	7月中旬～ 下旬	各班割り当て田	カメ虫対策

月	作業内容	作業時期	作業担当者	摘要
8	水稲防除	8月上旬	無人へりによる散布	病害虫防除協議会に依頼
	大豆防除、除草剤散布	8月中旬	別途割り当て、全員対象	
	土手等の除草	8月上旬～中旬	各班割り当て田	カメ虫対策
9	土手等の除草	収穫前適期	各班割り当て田	
	大豆防除	9月上旬	無人へりによる散布	病害虫防除協議会に依頼
	水管理給水止め作業	収穫前適期	水管理担当者	暗渠キャップ、止水板、波板の回収・清掃
	水稲収穫作業・稲わら焼却	8月下旬～9月下旬	別途アンケート方式による作業割当	
	飯米乾燥、調整、引渡し	8月下旬～9月下旬	組合員全員	
10	除草剤散布・弾丸暗渠作業	10月上旬	別途オペレーター割当	小麦作付予定圃場
	転作田スジ付け、回りスキ	10月適期	別途オペレーター割当	小麦作付予定圃場
	回りスキ後の排水作業	10月適期	各班割り当て田	小麦作付予定圃場
	小麦の播種作業	10月下旬	別途アンケート方式による作業割当	
	土手等の除草	10月下旬	各班割り当て田	小麦予定田も含む
11	土改肥料の施肥	11月上旬	営農部	次年度環境こだわり作付圃場
	耕起作業	11月中旬～	別途オペレーター割当	ディスクロータリーによる
	土手等の除草	11月下旬	各班割り当て田	大豆田も含む
12	大豆収穫作業	12月上旬	別途アンケート方式による作業割当	
	小麦の追肥作業	12月中旬～下旬		
	大豆収穫作業後の圃場整地	12月中旬～	別途オペレーター割当	廻りスキ、平面耕起（2WAY）

上記作業計画は年間の概要であり、実作業にあたっては農地の状況等を判断しながら、変更及び修正していきます。余裕を持って作業をお願いします。

ほ場周囲の草刈は、前年度と同様に班別に対応するものとし、方法については班に一任します。

（自走式草刈機の使用は、倉庫前のカレンダーに使用予定日を記入して下さい）

草刈時期は組合から指示し、労務費は一元管理、除草剤、混合油は組合で準備、その他の詳細はその都度連絡します。

作業は、単独オペレータ作業以外は複数人数での作業をお願いします。作業後の確認もお願いします。

作業は、常に 『安全第一』 で実施して下さい。

今年度の作業も無事故で終わるように組合員の自覚と協力をお願いします。

毎年災害報告書の義務が有りますので、災害が万が一あれば営農部まで、必ず報告をお願いします。

農機具・施設管理部

機械操作・作業等は「安全第一」で行うことが最も重要。このため、これまでに引き続き作業員全員への周知徹底と自覚を促し、いかなる作業も無事故で終わることができるよう、常に作業マニュアルの再確認とミーティング等により安全作業を徹底し、万が一にも業務上過失とならないよう事故防止に努める。

幸いにも、これまで大きな事故は起こっていないが、わずかな油断や慣れが重大事故に結びつくことを肝に銘ずる必要がある。

さらに、すべての機械器具、施設は協働利用、共同の財産であることを認識し、特に機械は適切な作業手順、および機械の特性やメカニズム等を熟知しておかなければならない。このことから、機械の延命遵守と合わせて安全を期すこと、および燃料関係についても慎重かつ適正な取り扱いを行なうものとする。

これらは作業の原理・原則であり、個人の利益より組合の利益を優先する理念のもと、個人の所有物と同様に機械・機具を大切に使うことをオペレーター、作業員の共通課題として浸透を図る。

- 使用する農機具全般にわたり、支障なく安全に作業ができるよう保守、点検、整備、管理に努め、不都合な箇所については随時修理を行なう。
- 農作業が円滑に行えるよう、水稻収穫後および代掻き前には農業施設、設備、工作物の補修を定期的に行なう。